

第 1 3 号 議 案
令和 7 年 1 月 25 日

府中町立小中学校職員服務規程の一部改正について

府中町立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定めることについて、
教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

府中町立小中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

府中町立小中学校職員服務規程（昭和32年教委訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（出勤）

第5条 職員は、定められた時刻までに出勤しなければならない。

2 校長は、出勤簿を整理保管するものとする。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

府中町立小中学校職員服務規程新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第4条 [略] <u>(出勤)</u>	第1条～第4条 [略] <u>(出勤)</u>
第5条 <u>職員は、定められた時刻までに出勤し、</u> <u>別に定める出勤簿に押印しなければならない。</u>	第5条 <u>職員は、定められた時刻までに出勤しな</u> <u>ければならない。</u> 2 <u>校長は、出勤簿を整理保管するものとする。</u>
第6条～第14条 [略]	第6条～第14条 [略]